

雇用関係助成金の手続き（A 雇用給付金編）

I 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（以下「特困コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

特困コースの助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは特困コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であって、継続して雇用することが確実（正規雇用または無期雇用、若しくは有期雇用であっても対象労働者が望む限り更新することができ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上であること）であるものとして雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満（※1）の求職者（※2）で次のいずれかに該当する者です。

※1 「（1）60歳以上の者」については、65歳以上の者も対象となります。

※2 紹介時点で雇用保険の被保険者（失業と同様の状態にあるものと認められない場合も含む。）でなかった者のことをいいます。ただし、(2)、(3)のうち重度障害者と45歳以上の者及び(4)の者並びにチャレンジ雇用により短時間労働者以外の者として雇用された者は除きます。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 母子家庭の母等
- (6) 父子家庭の父（児童扶養手当の受給者に限る。）
- (7) 中国残留邦人等永住帰国者
- (8) 北朝鮮帰国被害者等
- (9) 認定駐留軍関係離職者（45歳以上）
- (10) 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
- (11) 漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (12) 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
- (13) 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (14) 認定港湾運送事業離職者（45歳以上）
- (15) ウクライナ避難民
- (16) 補完的保護対象者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を特困コースの対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、その種別に従い、次の(1)から(16)に掲げる書類等での確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「特困コースの対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

- (1) 60歳以上の者

官公署の発行する書類であって、対象労働者の氏名、年齢が確認できるもの（住民票

の写し、運転免許証の写しなど。)

(2) 身体障害者

身体障害者手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢、障害の程度が確認できるもの。

(3) 知的障害者

児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書(当該対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの。)(写)又は療育手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるもの。

(5) 母子家庭の母等

次の①及び②を口頭により求職者に確認してください。

① 公的書類等(イのa~f)で母子家庭の母等として認められているか。

② ①の公的書類がない場合、母子家庭の母等申立書(様式第5号の2困)の7項目(口のa~g)に該当するか。

イ 公的書類

a 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書(写)

b 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下同じ。)に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類

c 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき母子福祉資金貸付金の貸し付けを受けている者が所持する貸付け決定通知書

d 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書

e 母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類(写)

f 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号。以下同じ。)第22条第1項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書(写)及び母子家庭の母等申立書(様式第5号の2困)(上記①から⑤までのいずれにもより難しい場合に限る。)

ロ 母子家庭の母等である理由

a 夫(内縁も含む。以下同じ。)と死別し、現在は結婚していない

b 夫と離婚し、現在は結婚していない

c 夫の生死が不明

d 夫から遺棄されている(暴力を受ける等)

e 夫が海外にあるため、夫の扶養を受けることができない

f 夫が長期にわたって労働能力を喪失している

g その他

(6) 父子家庭の父

次の①及び②を口頭により求職者に確認してください。

① 公的書類等(イのa~d)で父子家庭の父として認められているか。

② ①の公的書類がない場合、父子家庭の父及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書(様式第5号の3困)の7項目(ロa~g)に該当するか。

イ 公的書類

a 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることが確認できるもの。

- b 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
 - c 父子家庭の父に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類（写）
 - d 児童扶養手当法施行規則第 22 条第 1 項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書（写）及び父子家庭の父申立書（様式第 5 号の 3 困）（上記①から③までのいずれにもより難しい場合に限る。）
- 父子家庭の父である理由
- a 妻（内縁も含む。以下同じ。）と死別し、現在は結婚していない。
 - b 妻と離婚し、現在は結婚していないため。
 - c 妻の生死が不明であるため。
 - d 妻から遺棄されている（暴力を受ける等）ため。
 - e 妻が海外にあるため、妻の扶養を受けることができないため。
 - f 妻が長期にわたって労働能力を喪失しているため。
 - g その他
- (7) 中国残留邦人等永住帰国者
次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住帰国した日（永住帰国してから 10 年以内）が確認できるもの。
- ・ 厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書
 - ・ 厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書
 - ・ 中国残留邦人等永住帰国者に準ずる者として各都道府県援護主管課（部）長による証明書（写）
- (8) 北朝鮮帰国被害者等
次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住する意思を決定した日（永住する意思を決定してから 10 年以内）又は意思決定が困難な事情が確認できるもの。
- ・ 拉致被害者等給付金の支給申請書及び支給決定通知書
 - ・ 滞在援助金の支給申請書及び支給決定通知書
- (9) 駐留軍関係離職者
安定所の発行した職業指導票（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (10) 沖縄失業者求職手帳所持者
沖縄失業者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (11) 漁業離職者求職手帳所持者
漁業離職者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (12) 手帳所持者である漁業離職者等
漁業離職者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (13) 一般旅客定期航路事業等離職者手帳所持者
一般旅客定期航路事業等離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (14) 港湾運送事業離職者
港湾運送事業離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。
- (15) ウクライナ避難民
次に掲げる書類であって、対象労働者の氏名が確認できるもの
- ・ ウクライナ避難民であることの証明書（写）
 - ・ 在留カード（写）（原則、令和 4 年 3 月 15 日以降に許可されているものに限る。）
- (16) 補完的保護対象者

次に掲げる書類であって、対象労働者の氏名が確認できるもの

- ・ 補完的保護対象者認定証明書（写）
- ・ 在留カード（写）（許可年月日が、原則、補完的保護対象者として認定を受けた日以降のものに限る。）

3. 特困コース制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、特困コースの制度について、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- (1) 特困コースの支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成27年4月9日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員の子親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に発行してください。

Ⅱ 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

取扱終了

Ⅲ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

取扱終了

IV 特定求職者雇用開発助成金

(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（以下「発難コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

発難コースの助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは発難コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で一般被保険者であって、継続して雇用（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上であること）することが確実であるものとして雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の障害者手帳を持たない求職者（※）（紹介時点で雇用保険被保険者（失業と同様の状態にあるものと認められない者を含む。）でなかった者で、次のいずれかに該当する者です。

※ 障害者手帳を持つ求職者は特困コースの対象となります。ただし、例えば、精神障害者保健福祉手帳を所持しているが、精神障害者であることを明示せず、難病患者であることを明示した職業紹介により雇用された者（特困コースの対象労働者であることを明示せず、発難コースの対象労働者であることのみを明示した職業紹介により雇用された者）等については、発難コースの支給対象となります。

- (1) 別紙に掲げる発達障害者
- (2) 別紙に掲げる難治性疾患患者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

求職者を発難コースの対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、その種別に従い、次の(1)から(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「発難コースの対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 発達障害者

医師の診断書で対象労働者の氏名及び発達障害の診断名が確認できるもの。

(2) 難治性疾患患者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により都道府県又は指定都市が交付する医療受給者証（写）や登録者証（写）、対象労働者の氏名及び別表に掲げる難治性疾患の病名が確認できる医師の診断書又は公的機関が発行する書類。

なお、診断書に記載されている病名が別表に掲げる難治性疾患名と異なる場合は、必ず主治医に確認を行い、別表に掲げる難治性疾患に該当することが確認できる場合のみが対象となります。特に、略称や英語名で記載されている場合には十分留意してください。また、求職者を通じて主治医に診断書を依頼する際には、別紙の主治医への依頼状を職業紹介事業者等からの連絡事項として必要に応じて活用してください。

3. 発難コース制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、発難コース制度について、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- (1) 発難コースの支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

(3) 第1期支給申請後にハローワークの職員が対象労働者の職場を訪問する場合があること。

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成27年4月9日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員等の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、ハローワークに雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に発行してください。

V 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）

取扱終了

VI 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

取扱終了

VII- i 特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）

取扱終了

Ⅶ- ii 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

取扱終了

Ⅷ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（以下「生開コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

生開コースの助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは生開コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、雇用保険の一般被保険者であって、継続して雇用することが確実（正規雇用または無期雇用、若しくは有期雇用であっても対象労働者が望む限り更新することができ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上であること）であるものとして雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の求職者（紹介時点で雇用保険の被保険者（失業と同様の状態にあるものと認められない場合も含む。）でなかった者（身体障害者、知的障害者のうち重度障害者と45歳以上の者及び精神障害者並びにチャレンジ雇用により短時間労働者以外の者として雇用された者を除く。））で次のいずれにも該当する者です。

- (1) 都道府県、市（特別区を含む。）、福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が都道府県労働局・ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「生保事業」という。）に係る協定を締結し、この協定に基づき、ハローワークに就労支援の要請がなされた生活保護受給者、生活困窮者（都道府県等が作成した支援プランの期間中の者に限る。）又は生活保護受給者であって生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業あるいは生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する生活困窮者であって生活困窮者自立支援法第3条第2項第1号に規定する事業による就労の支援の対象者であること。
- (2) (1)のいずれかの事業の支援期間が雇入れ日において3か月を超える者又は(1)の事業の支援期間が雇入れ日において通算して3か月を超える者
- (3) 就労支援の支援期間中に雇い入れられた生活保護受給者、生活困窮者であること

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を生開コースの対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、都道府県等からハローワークに対し就労支援の要請がなされたことを確認できる書類（ハローワークが支援候補者を選定した場合は、ハローワークの支援候補者の選定に係る連絡書の写し）又は都道府県等が支援したことが確認できる書類により、支援要請期間中であることも含めて確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「生開コースの対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

3. 生開コース制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、生開コース制度について、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- (1) 生開コースの支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

(3) 生保事業によりハローワークが支援する対象労働者については、職場定着支援を行うため、安定所の職員が対象労働者の職場を訪問すること。
を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成27年4月9日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員の子親等以外の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に発行してください。

IX 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（以下「地域雇用開発助成金」という。）の支給を受けようとする事業主に対して職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

【地域雇用開発助成金】

1. 対象労働者の範囲

地域雇用開発助成金は、雇用機会が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を、雇い入れた事業主に助成します。

その対象労働者は、ハローワークまたは地域雇用開発助成金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で雇用保険一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ）として雇い入れられ、設置・整備事業所において継続して雇用すること（※1）が確実であると認められる者であり、かつ、次の表に掲げる「地域に居住する求職者等」に該当する求職者です。

設置・整備事業所の所在地	「地域に居住する求職者等」の範囲	
同意雇用開発促進地域 (※2)	地域求職者	設置・整備事業所の所在する同意雇用開発促進地域、または当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ時点で居住する求職者
過疎等雇用改善地域 (※2)	過疎等雇用改善地域求職者	設置・整備事業所の所在する過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に雇入れ時点で居住する求職者
	過疎等雇用改善地域移転求職者	設置・整備事業所に就職するため当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管外から、完了日までに当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に住所を移転する求職者
	過疎等雇用改善地域転任者	設置・整備事業所において行われる事業に従事するため、当該事業所を有する企業または関連会社から、配置転換等により当該事業所に計画日から完了日までの間に転任してきた者で、転任の日まで当該企業（本社など）において6か月以上継続して雇用されている者
特定有人国境離島等地域 (※2)	特定有人国境離島等地域求職者	設置・整備事業所の所在する特定有人国境離島等地域の管轄ハローワーク管内に雇入れ時点で居住する求職者
	特定有人国境離島等地域移転求職者	設置・整備事業所に就職するため当該特定有人国境離島等地域の管轄ハローワーク管外から、完了日までに当該特定有人国境離島等地域の管轄ハローワーク管内に住

	所を移転する求職者
特定有人国境離島等地域転任者	設置・整備事業所において行われる事業に従事するため、当該事業所を有する企業または関連会社から、配置転換等により当該事業所に計画日から完了日までの間に転任してきた者で、転任の日まで当該企業（本社など）において6か月以上継続して雇用されている者

(※1) 対象労働者が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該労働者の雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいいます。

(※2) 対象地域は下記URLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

2. 地域雇用開発助成金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、地域雇用開発助成金の制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- ① 雇入れ前に「計画書」を管轄の労働局に提出する必要があること
 - ② 創業の場合、助成の基準と額が優遇されますが、法人等の設立日から2か月を経過する日までに計画書を労働局に提出する必要があること
 - ③ 地域雇用開発助成金の支給は都道府県労働局長が行うこと
 - ④ 支給決定は各種支給要件の確認が行われた上でなされるものであること
- を併せて説明してください。

3. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする地域雇用開発助成金を受けようとしている事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- ① 紹介時点で雇用の内定がないこと
- ② 3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業所において就労したことがないこと
- ③ 事業主と3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当すること等が支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

4. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた地域雇用開発助成金を受けようとしている事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第12号）を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

X トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. トライアル雇用の対象となる労働者の範囲

トライアル雇用助成金の対象となる労働者（以下「対象者」という。）は、次の（１）から（４）までのすべてに該当する者です。

- （１） ハローワーク、地方運輸局（船員となる場合）又は職業紹介事業者等（以下「安定所・紹介事業者等」という。）に求職の申し込みをしている者であること
- （２） 常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解した上で、トライアル雇用（※１）による雇入れについても希望しているものであること

※１ 求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、事業主と当該求職者の相互理解を促進することを目的として、当該求職者を、常用雇用への移行を前提として一定期間試行的に雇用することをいいます。

- （３） 安定所・紹介事業者等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 安定した職業に就いている者
- ② 自ら事業を営んでいる者又は役員に就いている者であって、１週間当たりの実働時間が 30 時間以上の者
- ③ 学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設又は同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「学校」という。）に在籍している者（当該在籍している学校を卒業する日の属する年度の 1 月 1 日を経過している者であって卒業後の就職に係る内定がないものを除く。）
- ④ トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者及び新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース又は新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースにおけるトライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

- （４） 次の①～⑤のいずれかに該当する者（詳細な要件については、トライアル雇用実施要領をご確認ください。）

- ① 紹介日前 2 年以内に、2 回以上離職又は転職を繰り返している者
- ② 紹介日前において離職している期間が 1 年を超えている者
- ③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であって、紹介日前において当該離職日以降安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えているもの
- ④ 生年月日が 1968 年（昭和 43 年）4 月 2 日以降の者であって、職業紹介窓口や就職氷河期世代専門窓口等で個別支援を受けているもの
- ⑤ 紹介日において、その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を有する次のアからコまでのいずれかに該当する者
 - ア 生活保護受給者
 - イ 母子家庭の母等
 - ウ 父子家庭の父
 - エ 日雇労働者
 - オ 季節労働者
 - カ 中国残留邦人等永住帰国者
 - キ ホームレス

- ク 住居喪失不安定就労者
- ケ 生活困窮者
- コ その他安定した職業に就くことが困難であるものとして職業安定局長が定める者（ウクライナ避難民、補完的保護対象者）

2. 対象者の確認と職業相談

対象者となり得る求職者が、トライアル雇用による雇入れについても希望した場合は、職業相談等を通じて、事前にトライアル雇用制度の内容等について説明を行ってください。

対象者の要件に該当することの確認は、トライアル雇用対象者確認票（実施様式第1号）（以下「対象者確認票」という。）により行うとともに、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類（以下「対象者確認書類」という。）により行ってください。ただし、（4）から（12）の対象者確認書類については、必要に応じて提出させることで差し支えありません。

なお、留意点として、

- ・ 当該求職者が1（4）の⑤のイ又はウの要件に該当する場合は、助成金の支給額が異なること
- ・ 当該求職者が1（4）の⑤のイ、ウ又はカの要件に該当する場合は、常用雇用に移行した際に特困コース又は成長コースの対象となりうること

から、当該要件を優先して確認してください。

また、当該求職者が若年者（トライアル雇用を開始する日に35歳未満の者であること）又は女性であり、中小建設事業主に紹介する場合は、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の対象になりうることから、疑義がある場合は労働局のトライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）担当者に確認してください。

（1）対象者が1（4）の①又は②の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認でき内容が記載されている書類

（2）対象者が1（4）の③の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴及び求職者が子を有している又は有していたことが確認できる書類

（3）対象者が1（4）の④の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認できる内容が記載されている書類及び個別支援に係る確認票（実施様式第3号）

（4）対象者が1（4）の⑤のアの要件に該当する場合

生活保護法の適用に係る確認書（実施様式第4号）

（5）対象者が1（4）の⑤のイの要件に該当する場合

次のいずれかに該当する書類

- ① 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書
- ② 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下同じ。）に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付金の貸し付けを受けている者が所持する貸付け決定通知書
- ④ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書

- ⑤ 母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類
 - ⑥ 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下同じ。）第22条第1項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書及び母子家庭の母等申立書（実施様式第5号）（上記①から⑤までのいずれにもより難しい場合に限る。）
 - ⑦ 住民票及び母子家庭の母申立書（実施様式第5号）（上記①から⑥までのいずれにもより難しい場合に限る。）
- (6) 対象者が1(4)の⑤のウの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ① 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
 - ② 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
 - ③ 父子家庭の父に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類（写）
 - ④ 児童扶養手当法施行規則第22条第1項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書及び父子家庭の父申立書（実施様式第5号の2）（①から③までのいずれにもより難しい場合に限る。）
- (7) 対象者が1(4)の⑤のエの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・雇用保険日雇労働被保険者手帳
 - ・安定所が交付する日雇い労働者の求職受付票
 - ・その他日雇労働者として雇用されることを常態とすることが確認できる書類
- (8) 対象者が1(4)の⑤のオの要件に該当する場合
雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者であることがわかる書類
- (9) 対象者が1(4)の⑤のカの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・中国残留邦人等支援法に規定する永住帰国旅費支給決定通知書
 - ・中国残留邦人等支援法に規定する自立支度金支給決定通知書
 - ・中国残留邦人等支援法に規定する一時金支給決定通知書
 - ・厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書
 - ・厚生労働省社会・援護局長による永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書
 - ・厚生労働省社会・援護局中国残留邦人等支援室長による「引揚事実の証明について」
- (10) 対象者が1(4)の⑤のキの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・地方公共団体が設置するホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）の入所者であることを確認できる書類
 - ・ホームレス緊急一時宿泊施設（通称シェルター）の入所者であることを確認できる書類
 - ・社会福祉事務所又は地区の民生委員が作成したホームレスであることを確認できる書類
 - ・ホームレスの自立を支援する特定非営利活動法人等が作成したホームレスであることを確認できる書類（実施様式第6号）
- (11) 対象者が1(4)の⑤のクの要件に該当する場合

次のいずれかに該当する書類

- ・福祉事務所又はホームレス等就業支援事業を受託する協議会が作成した住居喪失不安定就労者であることを確認できる書類
- ・本人の申立てに基づき、公共職業安定所長が住居喪失不安定就労者であることを認定した申立書（実施様式第7号）
- ・本人の申立てに基づき、住居喪失不安定就労者に対する支援を行う特定非営利活動法人等又は紹介を行う職業紹介事業者が住居喪失不安定就労者であることを確認する書類（実施様式第8号）

(12) 対象者が1（4）の⑤のケの要件に該当する場合

- ・地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされていることが確認できる書類等

(13) 対象者が1（4）の⑤のコの要件に該当する場合

職業安定局長が別途定める書類

- ・ウクライナ避難民

トライアル雇用確認票（ウクライナ避難民）、ウクライナ避難民であることの証明書及び在留カード（原則、令和4年3月15日以降に許可されているものに限る。）の写し・補完的保護対象者

トライアル雇用確認票（補完的保護対象者）、補完的保護対象者認定証明書及び在留カード（許可年月日が、原則、補完的保護対象者として認定を受けた日以降のものに限る。）の写し

3. トライアル雇用求人への受理及びトライアル雇用制度の説明

トライアル雇用求人への申し込みを行う事業主に対し、トライアル雇用制度の内容及び助成金の支給を受けるためには一定の要件があることについて説明を行ってください。

また、助成金を受けるための要件については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給対象事業主要件票（実施様式第2号）を用いて説明してください。

なお、

(1) トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給は都道府県労働局長が行うこと。

(2) 支給に際しては、トライアル雇用及び新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース若しくは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースにおけるトライアル雇用の実施状況を含め、各種支給要件の確認が行われた上で行われること。

を併せて説明してください。

また、求人票にはトライアル雇用求人であること及び求人受理日を明示してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

トライアル雇用求人に対する職業紹介（以下「トライアル雇用紹介」という。）により対象者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象者との間に、

- (1) 紹介の時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと
- (2) 過去3年間に雇用したことがないこと
- (3) 事業主又は役員等の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当すること等が支給要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介における留意点

(1) トライアル雇用紹介を行う場合は、事業主に対して必ずトライアル雇用の紹介であることを伝えてください。

なお、対象者が1(4)の⑤のイ又はウの要件に該当する場合においては、当該要件に該当する対象者であることを対象事業主に伝えることについて了承した場合は、トライアル雇用紹介であることに加え、当該要件に該当する対象者であることを伝えてください。

また、紹介状等を発行する場合は、必ずトライアル雇用紹介であることがわかるように紹介状に明記すること。

(2) トライアル雇用紹介を行うに当たっては、各紹介機関において、トライアル雇用紹介を行った対象者及び新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース若しくは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースにおけるトライアル雇用紹介を行った対象者のうち選考中の者の数が、求人数（採用が決まった者の数を除く。）の5倍以上である場合は、それ以降はトライアル雇用に係る紹介を行わないでください。

また、トライアル雇用紹介及び新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース若しくは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースにおけるトライアル雇用紹介を希望する対象者に対して、同時に複数のトライアル雇用紹介を行わないとともに、トライアル雇用紹介を行った対象者に対しては、選考の間は新たなトライアル雇用紹介は行わないでください。

(3) トライアル雇用紹介を行った場合の選考については、書類選考ではなく面接選考を行うよう勧奨してください。

6. 職業紹介証明書の発行

(1) トライアル雇用紹介を行った事業主に対し、「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）関係職業紹介証明書」（例示様式第13号）（以下「紹介証明書」という。）を発行してください。

また、紹介証明書の発行に当たっては本人に記載内容を確認してもらってください。

(2) トライアル雇用による採用が決まった場合には、トライアル雇用に係る求人票、対象者確認票及び対象者確認書類を交付してください。

7. トライアル雇用実施計画書及びトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給申請書についての手続き

(1) トライアル雇用を行う事業主は、トライアル雇用実施計画書（共通様式第1号）（以下「計画書」という。）を作成しなければならないことを説明し、作成に当たっては必要な助言、指導等を行ってください。

(2) 計画書の提出に係る留意点

計画書については、次の①及び②の点に留意するように説明してください。

① 提出期限及び提出先

計画書は、トライアル雇用の開始日から2週間以内にトライアル雇用を実施する雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）又は安定所（※）に提出すること。

なお、1(4)の⑤のイ又はウの要件に該当する対象者として計画書を提出する場合は、2(5)又は(6)に掲げる書類のうちいずれかを提出すること。

※各都道府県労働局によって異なりますので、事前に管轄の労働局に確認をしてください。

② 対象者による確認

計画書は、記載内容に相違ないかを対象者に確認した上で提出すること。

特に「常用雇用に移行するための要件」欄については、トライアル雇用期間終了後に常用雇用へ移行する判断材料となることから、対象者とトライアル雇用開始前に十分話し合った上で決定すること。

- (3) トライアル雇用が終了した場合、トライアル雇用期間が終了した日（トライアル雇用労働者がトライアル雇用期間の途中で離職した場合は当該離職日、常用雇用へ移行した場合は当該常用雇用移行日の前日、又はトライアル雇用期間の途中で1週間の所定労働時間が30時間未満（対象者が1（4）の⑤のエ、キ又はクに該当する場合は20時間未満）に変更された場合は当該労働条件の変更が行われた日の前日）の翌日から起算して2か月以内に、トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給申請書に添付書類を添えて管轄労働局に提出することになっていることを説明してください。

8. トライアル雇用期間中の措置

トライアル雇用を実施する事業主がトライアル雇用期間中に研修や訓練などトライアル雇用労働者が常用雇用へ移行するために必要な措置を講ずるよう勧奨してください。

また、トライアル雇用労働者が常用雇用へ移行できるように、必要に応じて事業主又はトライアル雇用労働者に支援等を行ってください。

9. その他トライアル雇用の実施に係る事務

上記1から8までを含め、その他トライアル雇用の実施に係る事務については、「トライアル雇用実施要領」（平成26年3月1日厚生労働省職業安定局）に基づき行ってください。

XI トライアル雇用助成金

(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 障害者トライアル雇用の対象となる労働者の範囲

障害者トライアル雇用及び障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 2 条第 1 号に規定する障害者であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであること。

（1）障害者トライアル雇用の対象者

障害者トライアル雇用の対象となる者は、次の①から④までのいずれにも該当するものであること。

- ① 公共職業安定所（以下「安定所」という。）、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）又は職業紹介事業者等（以下「安定所・紹介事業者等」という。）に求職申込をしている者であること。
- ② 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。
- ③ 安定所・紹介事業者等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次の a から d までのいずれにも該当しない者であること。
 - a 継続雇用する労働者として雇用されている者（重度身体障害者（障害者雇用促進法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障害者をいう。以下同じ。）及び重度知的障害者（同条第 5 号に規定する重度知的障害者をいう。以下同じ。）、45 歳以上の身体障害者（同上第 2 号に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）及び知的障害者（同条第 4 号に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）並びに精神障害者（同条第 6 号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）並びに障害者トライアル雇用等されるまでに継続雇用する労働者でなくなることが確実である者を除く。）
 - b 自ら事業を営んでいる者又は役員に就いている者であって、1 週間当たりの実働時間が 30 時間以上のもの
 - c 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設又は同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「学校」という。）に在籍している者（当該在籍している学校を卒業する日の属する年度の 1 月 1 日を経過している者であって卒業後の就職に係る内定がないものを除く。）
 - d 障害者トライアル雇用等期間中の障害者トライアル雇用等労働者
- ④ 次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。
 - a 重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者をいう。以下同じ。）及び精神障害者
 - b a 以外の者であって、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する者であること。
 - (a) 紹介日において、就労(※1)の経験のない職業（職業安定法第 15 条の規定に

基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。)に就くことを希望する者

※1 パート・アルバイト等を含め、学校在学中のパート・アルバイト等は除く。

(b) 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している(※2)者

※2 離職が2回以上又は転職が2回以上あることを指す。

(c) 紹介日前において離職している(※3)期間が6ヶ月を超えている者

※3 パート・アルバイト等を含め一切の就労をしていないことを指す。

(2) 障害者短時間トライアル雇用の対象者

障害者短時間トライアル雇用の対象となる者は、次の①から③までのいずれにも該当するものであること。

① (1)の①及び③のいずれにも該当する者であること。

② 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

③ 精神障害者又は発達障害者支援法(平成16年法律167号)第2条に規定する発達障害者(精神障害者に該当する者を除く。)

2. 対象者の確認と職業相談

対象者となり得る求職者が、障害者トライアル雇用等による雇入れについても希望した場合は、職業相談等を通じて、事前に障害者トライアル雇用等制度の内容等について説明を行ってください。

また、対象者の要件に該当することの確認は、障害者トライアル雇用等の場合は、障害者トライアル雇用等対象者確認票(様式第1-①号)、障害者短時間トライアル雇用等の場合は障害者短時間トライアル雇用等対象者確認票(様式第1-②号)(以下「対象者確認票」という。)により行うとともに、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類(以下「対象者確認書類」という。)により行ってください。

(1) 対象者が1の(1)の④aの要件に該当する場合

① 重度身体障害者

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)等であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

② 重度知的障害者

対象労働者に対して交付された療育手帳(写)又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによる判定結果を示す判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。以下「判定書」という。)(写)であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

③ 精神障害者

対象労働者に対して交付された精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書であって対象労働者の氏名が確認できるもの

(2) 対象者が1の(1)の④bの要件に該当する場合

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)、療育手帳等(写)、判定書(写)、主治医の意見書(写)、その他の障害者であることが確認できる書類及び求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認できる内容が記載されている書類

(3) 対象者が1の(2)の③の要件に該当する場合

対象労働者に対して交付された、精神障害者保健福祉手帳(写)、主治医の意見書(写)その他医師の診断書(対象者が発達障害である場合は次に掲げる疾病であることが確認できるもの)(写)等の書類

発達障害者支援法2条に規定する障害者。具体的には自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を指す。

(4) 対象者の確認における留意点

当該求職者が若年者(トライアル雇用を開始する日に35歳未満の者であること)又は女性であり、中小建設事業主に紹介する場合は、トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)の対象になりうることから、疑義がある場合は労働局のトライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)担当者に確認してください。

3. 障害者トライアル雇用等求人の受理及び障害者トライアル雇用等制度の説明

障害者トライアル雇用等求人の申し込みを行う事業主に対し、障害者トライアル雇用等制度の内容及び助成金の支給を受けるためには一定の要件があることについて説明を行ってください。

また、助成金を受けるための要件については、トライアル雇用助成金(障害者(短時間)トライアルコース)支給対象事業主要件票(実施様式第2号)を用いて説明してください。

なお、

(1) 助成金の支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、障害者トライアル雇用等の実施状況を含め、各種支給要件の確認が行われた上で行われること

を併せて説明してください。

また、求人票には障害者トライアル雇用等求人であること、求人受理日及び精神障害者をトライアル雇用する場合の障害者トライアル雇用期間を明示してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

障害者トライアル雇用等求人に対する職業紹介(以下「障害者トライアル雇用等紹介」という。)により対象者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象者との間に、

(1) 紹介の時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと

(2) 過去3年間に雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係がないこと

(3) 事業主又は取締役(取締役会を設置していない事業主においてはこれに準ずるもの。以下同じ。)の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当すること等が支給要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介における留意点

(1) 障害者トライアル雇用等紹介を行う場合は、事業主に対して必ず障害者トライアル雇用等の紹介であることを伝えてください。

また、紹介状等を発行する場合は、必ず障害者トライアル雇用等紹介であることがわかるように紹介状に明記してください。

(2) 障害者トライアル雇用等紹介を行うに当たっては、各紹介機関において、障害者ト

ライアル雇用等紹介を行った対象者のうち選考中の者の数が、求人数（採用が決まった者の数を除く。）の5倍以上である場合は、それ以降は障害者トライアル雇用等に係る紹介を行わないでください。

また、障害者トライアル雇用等紹介を希望する対象者に対して、同時に複数の障害者トライアル雇用等紹介を行わないとともに、障害者トライアル雇用等紹介を行った対象者に対しては、選考中の間は新たな障害者トライアル雇用等紹介は行わないでください。

- (3) 障害者トライアル雇用等紹介を行った場合の選考については、書類選考ではなく面接選考が必須であることを説明してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 障害者トライアル雇用等紹介を行った事業主に対し、「障害者トライアル雇用等職業紹介証明書」（例示様式第14号）（以下「紹介証明書」という。）を発行してください。
- (2) 障害者トライアル雇用等による採用が決まった場合には、障害者トライアル雇用等に係る求人票、対象者確認票及び対象者確認書類を事業主に交付してください。

7. 障害者トライアル雇用等実施計画書及び障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース支給申請書についての手続き

- (1) 障害者トライアル雇用等を行う事業主は、障害者トライアル雇用等実施計画書（共通様式第1号）（以下「計画書」という。）を作成しなければならないことを説明し、作成に当たっては必要な助言、指導等を行ってください。
- (2) 計画書の提出に係る留意点
計画書については、次の①及び②の点に留意するように説明してください。
- ① 提出期限及び提出先
計画書は、障害者トライアル雇用等の開始日から2週間以内に障害者トライアル雇用等を実施する雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）又は安定所（※）に提出すること。
※各都道府県労働局によって異なりますので、事前に管轄の労働局に確認をしてください。
- ② 対象者の同意
計画書は、対象者の同意を得た上で提出すること。
特に「継続雇用する労働者として雇用するための要件」欄については、障害者トライアル雇用等期間終了後に継続雇用する労働者として雇用する判断材料となることから、対象者と障害者トライアル雇用等開始前に十分話し合った上で決定すること。
- (3) 障害者トライアル雇用等が終了した場合、障害者トライアル雇用等期間が終了した日（障害者トライアル雇用等労働者が障害者トライアル雇用等期間の途中で離職した場合は当該離職日、又は常用雇用へ移行した場合は当該常用雇用移行日の前日）の翌日から起算して2か月以内に、障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース支給申請書に添付書類を添えて管轄労働局に提出することになっていることを説明してください。

8. 障害者トライアル雇用等期間中の措置

障害者トライアル雇用等を実施する事業主が障害者トライアル雇用等期間中に研修や

訓練など障害者トライアル雇用等労働者が常用雇用へ移行するために必要な措置を講ずるよう勧奨してください。

また、障害者トライアル雇用等労働者が常用雇用へ移行できるように、必要に応じて事業主又は障害者トライアル雇用等労働者に支援等を行ってください。

9. その他障害者トライアル雇用等の実施に係る事務

上記1から8までを含め、その他障害者トライアル雇用等の実施に係る事務については、「障害者トライアル雇用実施要領」（平成26年4月1日厚生労働省職業安定局）に基づき行ってください。

XII トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)

取扱終了

XII 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）（以下「成長コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

成長コースは、以下の2つのメニューによって構成されています。

- ①成長分野メニュー：成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの
- ②人材育成メニュー：人材開発支援助成金に基づく原則 50 時間以上の教育訓練（厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格の取得を目的とした教育訓練は 50 時間未満の訓練でも対象）を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

1. 対象労働者の範囲

成長コースの助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは成長コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等（※）の紹介で、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた者であって、特定求職者雇用開発助成金の他のコース（以下「特開金基本4コース」という。）のいずれかの対象労働者の要件を満たす者です。

また、対象労働者は、就労の経験のない職業に就くことを希望する者であることも要件となっています。なお、雇入れの日の前日から起算して過去5年間に、当該職業に係る業務の就労経験が通算1年以上ある者は対象労働者となりません。

この場合、学校在学中を含めパート・アルバイト等の経験は就労経験がないものとして扱います。ただし、パート・アルバイトであっても正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる業務に従事していた期間は就労経験に含まれます。

なお、雇入れ日の前日から起算して過去10年間に当該業務において通算5年以上正規雇用労働者として就労経験がある場合も対象労働者となりません。

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を成長コース（成長分野メニュー又は人材育成メニュー）の対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、その種別に従い、特開金基本4コースの「2. 対象労働者であることの確認及び同意」に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「成長コース（成長分野メニュー又は人材育成メニュー）の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

3. 成長コース（成長分野メニュー又は人材育成メニュー）制度の説明

紹介により1の要件を満たす対象労働者を紹介する場合には、雇い入れようとする事業主に対し、特開金4コースのほか、成長コース（成長分野メニュー又は人材育成メニュー）の制度についても制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- （1）成長コース（成長分野メニュー又は人材育成メニュー）の支給は都道府県労働局長が行うこと
- （2）支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に発行してください。

XIV 特定求職者雇用開発助成金（中高齢層安定雇用支援コース）

中高齢層安定雇用支援コース（以下「中高齢層コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

中高齢層コースの助成対象となる対象労働者は、（1）に該当する者であって、ハローワークまたは中高齢層コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介により、（2）の条件で正規雇用労働者かつ雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れられた者です。なお、正規雇用労働者について、就業規則等に規定されている必要があります。

（1）対象労働者（以下の①～⑤の全てに該当する者）

- ①原則、雇入日時時点で35歳以上60歳未満の求職者であった者。
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間（自営業者等（個人事業主、フリーランス等名称は問わない。）又は、法令等に規定された業務独占資格・免許等を有し、当該資格等に基づく専門知識等を活かした就労（雇用保険の被保険者であったか否かは問わない。）をしていた者等であって、正規雇用労働者と同様以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事していた期間を含む。ただし、当該職業が、就労を希望する職業と異なり、当該資格等に基づく専門知識等を活用できない場合を除く。以下同じ。）を通算した期間が1年以下である者
- ③雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がない者又は雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間があつて、対象者の責めに帰すべき理由以外の理由により、当該正規雇用労働者として雇用された事業所等を離職した者。なお、この「対象者の責めに帰すべき理由」による離職には、対象者の責めに帰すべき理由による解雇のほか、正当な理由のない自己の都合による退職等を含むものである。
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者であること。
- ⑤紹介の日において、安定した職業（期間の定めのない労働契約であつて、1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間と同様であるもの及び自営業者等であつて、正規雇用労働者と同様以上の職業能力が必要と考えられるものをいう。）に就いていない者であつて、安定所・職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

（2）雇入れの条件（以下の①～③の全てに該当すること）

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
- ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ者であること。
- ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている者であること。

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を中高齢層コースの対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、求職票、履歴書、職務経歴書など職歴が確認できる内容が記載されている書類によりその確認を行い、「職業紹介時における対象労働者の状況等確認書」（例示様式第11号:以下「状況等確認書」という。）に記載してください。なお、状況等確認書の記載に当たって入職、離職の日が不明な場合は、月までの記載でも可とします。

また、求人を行った事業主に対し「中高年層コースの対象労働者であることを伝える」ことについて、本人の希望に十分留意の上、求職者から同意を得てください。

3. 中高年層コース制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、中高年層コース制度について、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

(1) 中高年層コースの支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

(1) 紹介時点で雇入れに向けた選考が開始されていないこと

(2) 過去3年間に、

・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと

・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業及び就労訓練事業の一環として実施するもの並びに生活保護法に基づく被保護者就労支援事業及び平成27年4月9日付け社会・援護局保護課長通知に基づく被保護者就労準備支援事業の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと

(3) 事業主又は役員の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届、状況等確認書の提出

以下の手続きに従い、雇入登録届及び状況等確認書を提出してください。

(1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に特定求職者雇用開発助成金雇入登録届（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）及び状況等確認書を提出してください。

(2) 雇入登録届及び状況等確認書は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。

(2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日から起算して1か月以内に発行してください。